

## 令和2年度 大津市立雄琴小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「心豊かでたくましい子どもの育成～知・情・意・体の調和～」を掲げ、「学びあう子、支えあう子、鍛えあう子」の姿を目指し取り組んでいるところです。

一方いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、児童の最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

### 1. いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(ア) 学習公開や学校運営協議会等を通じて保護者及び地域関係者とのつながりを深め、連携を図っていく。また、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動を支援し、いじめを許さない校風、風土を作っていく。

(イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 各委員会が企画して全校での活動を行い、異年齢間のつながりを強化していく。

(エ) いじめ未然防止の重要性を考慮し、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係作りを進めていく。同時に、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図る。また、いじめ未然防止に関する集会や啓発活動（ポスター、標語等）を実施する。

については、上記のことに関して、本校では以下のような重点的な取り組みを進めます。

## ① いじめの未然防止

いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止への意識を持たせることが重要です。このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、一人ひとりに、全教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図り、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にできる態度を身につけられるよう努めます。

さらに、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童間で交流し、人間関係を深めることで、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進していきます。

上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進めます。

### (1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	各委員会やクラブ活動において、全児童を対象に集会活動を企画し、異年齢の児童が交流する活動を行っていく。また、各学級での問題を話し合わせ、自分たちで解決する機会を与えていく。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	友だちの良さ見つけなど委員会を通して全校児童に広めることで、人権意識を高める。また毎月の全校集会（放送等）で、人権啓発の取り組みを継続して行い、その定着を図る。委員会活動を通して「やさしさいっぱいいじめのない学校」にするための活動を考え実践する。

### (2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	教師は幅広い教養と高い人権意識を身につけて教育にあたらなければならないため、日頃からの研修や正しい情報に基づいて認識、判断することを心がける。児童だけでなく教師自身の言動を振り返る習慣をつける。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	何気ない言葉に含まれた意識や背景を考えるなど、言語環境を整えることで、よりよい人間関係作りに努める。個性をその児童のよさとしてとらえ、互いに認め合う場をさまざまな活動に位置づける。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	トラブルがあったとき「何がいけなかったのか」について児童に考えさせ、理解させるために、正確な聞き取りと、公正な指導をしていく。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	インターネットいじめに関する講話や人権擁護委員を招いての学習を進めていく。

e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	個々の理解度や学習進度を考慮した支援や児童の実態に合った学習課題の設定など、誰もが安心して学習に取り組める、居心地のよい環境をつくっていく。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	啓発月間には、教育相談とかねて、ふれあい週間を設定し、担任が児童の話聞き取り、児童の心に寄り添う時間とする。全校で人権作品を制作し、お互いの作品の良さに気付く活動を行う。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	近隣の幼稚園・保育園との1・5交流、5・5交流、また地域のお年寄りの方との交流活動を行う。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	年に1回、携帯電話会社によるスマホ・ケータイ安全教室を学習公開日に設定して、子どもだけでなく所持させる側の保護者の危機意識も高める。

### (3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	実際にあつたいじめ事例をもとに職員研修を行うことで、いじめの未然防止のための視点や技術を学ぶ。事案が発生した場合は、必ず学年で情報を共有し、常に組織で指導にあたる。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター担当教員等の周知	学校便りやホームページ、PTA 総会等の場において、保護者にも児童にも地域にも周知していく。やさしさ見つけ、ふわふわ言葉などテーマを決めて授業を行ったり、掲示物などで全校児童への啓発活動を行ったりする。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ事案が発生した場合は、必ず複数（担任、学年、生徒指導主任、子ども支援コーディネーター（教育相談）管理職等）で協議し、役割や方向性を決めて対応に当たっていく。

### (4) その他（学校独自の取り組み）

取組目標
委員会活動を活性化していき、自分たちで「居心地のいい」学校をつくろうとよびかけ活動していく。
ステップアップタイムを設定（週2回、計45分）し、基礎的な学力（話す聞く活動）の向上に努めていく。

### ② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくいことが多いです。しかし、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持ち、速やかに対処できるよう努めます。

被害者本人はもとより、周りの児童がいじめに気づいたときに、迷わず訴えられるように日頃から児童と教師間の人間関係・信頼関係を深めていけるように努力していきます。

上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進めます。

### (1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	定期的（5、10、1月）にアンケートを実施し、児童の人間関係や心の内を把握するとともに、10月はいじめに特化したアンケートを行い、いじめの未然防止、早期発見に努めていく。
b	子ども支援コーディネーター担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	毎週のいじめ防止対策委員会や、学年主任会等で情報を共有し連携を図る。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	集団登校時には、交通安全指導も兼ねて職員が校門近くの横断歩道で全児童を迎える。朝や業間時間などで下駄箱の見回りを行う。教師から積極的に声をかけ、児童とあいさつや会話をするなどしてコミュニケーション作りに努める。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	担任、子ども支援コーディネーター（教育相談担当）、生徒指導主任、管理職等で情報共有し、対応していく。相談ポストを設置し、話し合える機会を設定する。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	気になる子や配慮を要する子の保護者と定期的に懇談を行ったり、いじめの被害側、加害側双方の保護者と連絡を密に取ったりして、未然防止、早期発見をするとともに再発を防ぐ。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	長期休業前に、スマホ等の使い方に関するネットトラブルの研修会を開き、より早い段階で高学年の児童や保護者に、児童を取り巻く環境について理解してもらえるようにしていく。

### (2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週いじめ防止対策委員会を開く。また、いじめやいじめの疑いが発生した場合も即時行う。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	日吉ブロック学力総合推進会議や生徒指導主任会、補導幹事会等で情報交換を行う。

### (3) その他（学校独自の取り組み）

取組目標
始業前、授業時間、そうじ時間、休み時間等の校内巡視を行う。
友だちがいじめを受けていることを知ったときに、すぐに教師に知らせることができるような指導や児童との人間関係、信頼関係を築いていく。

#### ③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携について努め、情報共有する体制を構築します。

については、本校では、次のような取組を進めます。

#### (1) いじめへの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	定例として、週1回及び緊急時に開催する。また、いじめやその疑いが発生した時は直ちに開催し、発生事案の事実の共通理解や役割分担等、対処の仕方を決定する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	いじめ防止対策委員会を中心に、複数の教師で対応する。正確な聞き取りをしたうえで、時系列に沿って経緯を把握し、当該児童たちに指導する。また、聞き取った事実と経緯を保護者に伝える。必要に応じて関係機関と連携しながら解決を目指す。
c	ネット上のいじめへの対応	聞き取りをしたうえで事実確認をし、指導を進める。可能な限り証拠保全を行い、問題が重大な場合は、警察等関係機関に協力を依頼する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	問題が重大な場合は、対象学年や全児童に対してアンケート調査を行い、事実の確認に努める。

e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	しっかりと事実を把握し、伝え方や伝える内容をいじめ防止対策委員会で確認したうえで保護者に伝える。
---	-----------------------	--

## (2) その他（学校独自の取り組み）

取組目標	
いじめが確認できた場合は、形式上の謝罪等で終わるのではなく、何が悪かったのかをしっかりと考えさせ、2度と同じ間違いを起ささないように、しっかりと指導する。	
可能な限り家庭訪問を行い、双方の保護者に納得してもらえるように事実と経緯を伝える。	

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する啓発のための取り組みを行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には会議を開催し、いじめの情報の共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、迅速に対応する。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態が起こった場合は迅速に調査を行う。
- ケ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### ②構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、子ども支援コーディネーター、各学年主任、教育相談担当、該当担任、養護教諭等とします。

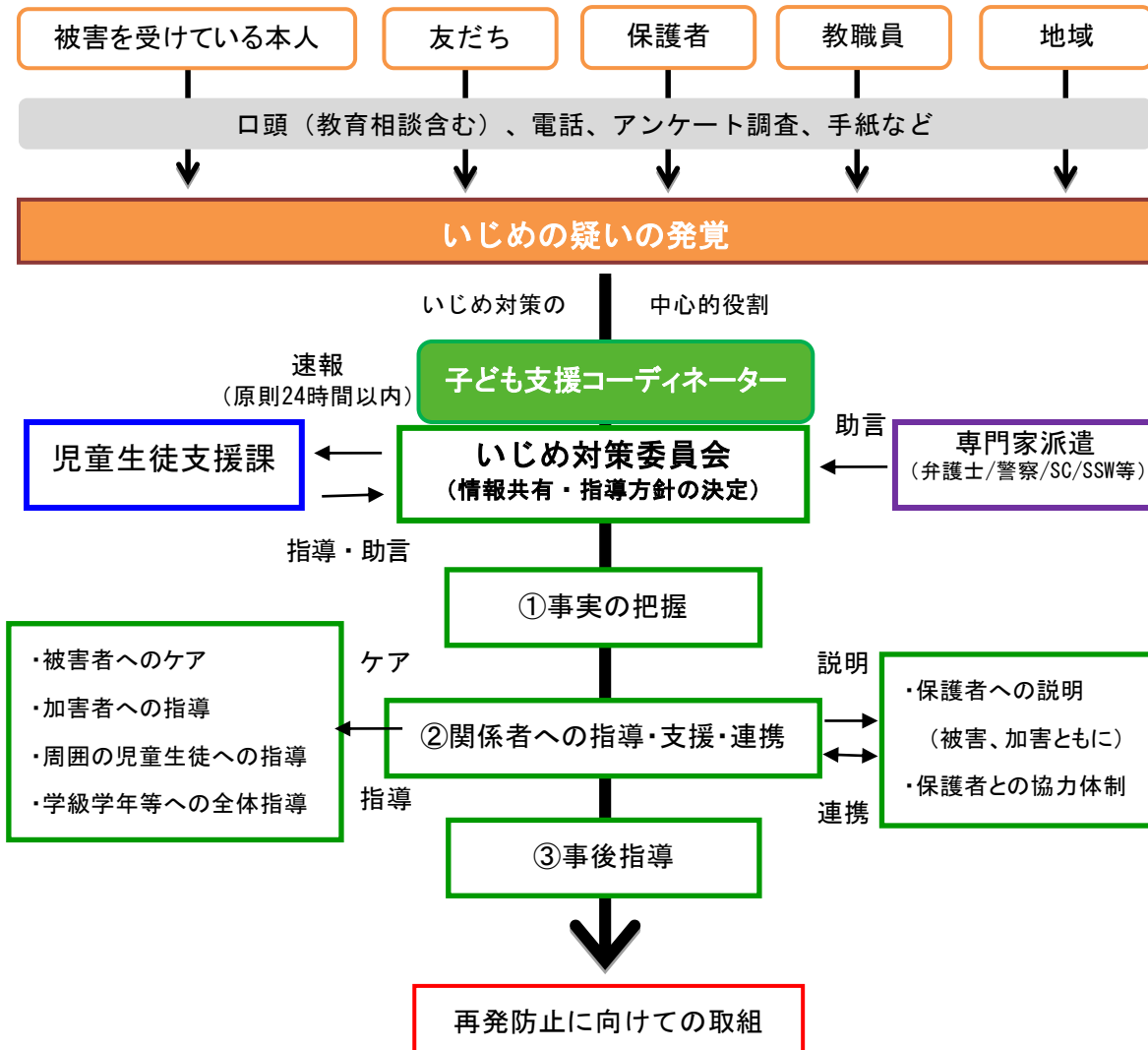
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、ケースに応じてスクールカウンセラー、さらに、重大事態が起こったときは、福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を市教育委員会に要請し対処します。

### ③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等の校内組織と役割分担し、連携して取り組みます。

### ④ いじめ事案対応フロー図



## 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### ① 基本方針、年間計画の見直し

基本方針や年間計画について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末にそれぞれの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかを評価し、取組内容や方法の見直しを検討します。

### ② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、学校便り等を通じて児童や保護者、地域の方々に説明します。

#### 4. いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取り組み	備考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 個別懇談 (②・③)	
5	P T A総会 (①・④) 児童アンケートの実施 (②・③) 児童会集会活動 (①)	・委員会を中心とした取り組みの実施。
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談<ふれあい週間の実施> (②・③) 児童会集会活動 (①) 学校運営協議会〈拡大いじめ対策委員会〉 (④)	
7	保護者懇談会 (④) 児童会集会活動 (①) 情報モラル研修 (①)	
8	いじめに関する研修会 (①・②・③・④)	・情報モラルを教育に関連した研修を含む。
9		
10	児童アンケートの実施 (②・③) 学習公開<運動会> (①・④) 色別応援 (①) いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談<ふれあい週間の実施> (②・③) 人権啓発標語、ポスター等への取り組み (①) 学習公開 (①・④) 児童会集会活動 (①) 外部講師による保護者対象の情報モラル研修 (①・④)	
11	児童会集会活動 (①) 学習公開<道徳授業公開を含む> (①・④) 学校運営協議会〈拡大いじめ対策委員会〉 (④)	
12	保護者懇談会 (④)	
1	学習公開 (①・④) 児童会集会活動 (①) 児童アンケートの実施 (②・③)	
2	学習公開・保護者懇談会 (①・④) 児童会集会活動 (①) 学校運営協議会〈拡大いじめ対策委員会〉 (④)	
3	児童会集会活動 (①)	



年 間 を 通 じ て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の挨拶運動、下駄箱チェック (①・②)</li> <li>・いじめ防止対策委員会 (①・②・③)</li> <li>・朝、休み時間、掃除時間、下校時の校内巡視及び指導 (①・②・③)</li> </ul>	
----------------------------	---	--

※いじめの未然防止に関すること・・・①

いじめの早期発見に関すること・・・②

いじめの早期対応に関すること・・・③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること・・・④

## 5. その他

がっこう たの 学校の楽しいですかアンケート (1・2年生) ねんせい

( )年( )組 名前( )

1 学校は楽しいですか。(どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

2 「いいえ」に○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください。

3 困っていることはありますか (どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

4 「はい」に○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください  
(家・学校)

がっこう たの 学校は楽しいですかアンケート (3～6年生) ねんせい

( )年( )組 名前( )

1 学校は楽しいですか。(どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

2 いいえに○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください。

3 困っていることはありますか (どちらかに○をつけましょう)

(はい・いいえ)

4 はいに○をつけた人に聞きます。書ける人は、理由を書いてください(家・学校)

5 はい・いいえのどちらかに○をつけましょう。

	はい	いいえ
クラスの人とは声をかけてくれたり、親切にしてくれる	□	□
休み時間、楽しく遊んでいる	□	□
いやなことをいわれたり、されたり、からかわれたりすることがある	□	□